

郡山市在住外国人との共生ネットワーク構築委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準

令和7年7月8日作成

1 審査項目及び配点

審査項目		審査ポイント	配点
実施体制	① 業務実施体制	・業務を実施できる人員、技術力が確保されているか。	10点
	② 業務実績	・同種、同類の業務経験を有しているか。 (日本語教育など多文化共生に関する業務を含む)	10点
企画提案内容 (プレゼンテーション)	③ 提案内容の的確性	・本市の現状、業務目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。	25点
	④ 提案内容の独創性	・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	10点
	⑤ 提案内容の実現性	・実施方法及びスケジュールが具体的で、円滑な業務履行が可能か。	10点
	⑥ 参考見積	・提案内容に対し適切な金額であるか。 (下記計算方法により採点する。)	15点
	⑦ 業務方針、方法の的確性	・提案内容及び業務方針、方法は一貫しているか。	10点
	⑧ 提案に対する意欲	・業務実施に関し、意欲的であるか。	10点
合計			100点

2 審査方法

- (1) 書面審査により実施する。また、必要に応じ事務局を通してヒアリングを実施できるものとする。
ヒアリングを実施した場合、各委員に質問内容及び回答が共有されるものとする。
- (2) 評価委員の持ち点(100点)を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。
- (3) 合計点数が250点未満(評価点満点の50%未満)の場合は不採用とする。
- (4) 点数が同点の場合は、見積金額が低い者を契約候補者、または次順位者とする。
→または、「提案内容(審査項目③～⑤)の点数が高い者」

3 参考見積の採点方法

配点×(申込者のうち最も低い見積金額)÷(見積金額)